

藤沢市立片瀬小学校 明るく楽しい学校生活のための基本方針(改訂版)

(藤沢市立片瀬小学校いじめ防止対策基本方針)

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの又は当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるものをいいます。

(藤沢市子どもをいじめから守る条例より)

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、「いじめ防止対策推進法」及び「藤沢市子どもをいじめから守る条例」に基づき、すべての子どもがいじめを行わず、ほかの子どもに対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響や、その他いじめの問題に関する子どもの理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大切にして子どもが多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

(いじめの禁止)

本校では、いじめはどのクラスでも起こりうるものと言う認識に立ち、「いじめ(相手がいやな気持ちになる行為)をしない、させない、許さない、見逃さない」環境づくりに努めます。

(学校及び職員の責務)

いじめがなく、すべての子どもが安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶこころ」や「他者を思いやる気持ち」を育てるためには、学校での教育活動だけでなく、家庭での取組みも重要です。学校と家庭が連携して、いじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた子どもといじめを行った子ども双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題をよりよく解決していきます。

(地域との連携)

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校はPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

(児童会活動)

いじめは子どもの中で起こっています。本校教職員は子どもたちが自ら行ういじめ防止運動を支援し、子どもとともにいじめの防止等に取り組めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ①子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じ自他を大切に作る心の育成や体験活動等の充実を図ります。
- ②全ての子どもが、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、子どもが活躍でき、他者の役に立っていると感じとることのできる機会を提供し、自己有用感が高められるように努めます。
- ③保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、子どもが自主的に行ういじめ防止に資する児童会活動に対する支援を行います。
- ④いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ⑤いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進め、学級や学年の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていきます。

[いじめの未然防止のための年間計画]

4月	引き継ぎ 文科省調査	10月	
5月	家庭訪問	11月	面談期間 片瀬スマイル週間アンケート
6月	いじめ防止研修会(職員) いじめ防止教室(児童)	12月	
7月	学校生活アンケート①	1月	学校生活アンケート②
8月		2月	校内支援全体会②
9月	県短期調査Ⅰ	3月	引き継ぎ

(2) 道徳教育・人権教育の充実

いじめにつながらないよう生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。地域や学校など、様々な場面を通じて実践しているいのちを大切にする心を育む教育活動の展開を図るための取組を進めます。

(3) 情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、携帯電話やスマートフォン等を含めたインターネットを通じて行われるいじめを防止し、子ども及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル教育・研修会等必要な啓発活動を行います。

(4) いじめの早期発見のための取組み

- ① いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ・ 児童対象アンケートの実施(全校)・・・年3回
- ② 児童及び保護者が相談を行うことができる体制(窓口)の整備を行います。
 - ・ スクールカウンセラーに相談
 - ・ 学級担任やその他の職員、児童支援担当に相談
 - ・ 藤沢市子ども相談フォームからの相談
- ③ 相談・通報のあった事案は、「片瀬小学校いじめ問題対策委員会」を通じ情報共有に努めます。
- ④ いじめの防止等のための対策に関する研修を位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

[学校以外の相談窓口]

藤沢市いじめ相談ホットライン、藤沢市いじめ相談メール、藤沢市学校教育相談センター、24時間子ども SOS ダイアル(県立総合教育センター)

(5) いじめの早期解決のための取組み

- ① いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ② いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、再発を防止するために、いじめを受けた子ども・保護者に対する支援と、いじめを行った子どもへの指導及び支援、又は、その保護者への助言を継続的に行います。
- ④ いじめを見ていた子ども等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ⑤ はやしたてたり、同調したりしている子どもに対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ⑥ いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び関係機関等と連携して対処します。

3 「片瀬小学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法及び藤沢市子どもをいじめから守る条例に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「片瀬小学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

(1) 「片瀬小学校いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、児童支援部担当・児童支援担当教諭(いじめ防止担当者、教育相談コーディネーターを含む)、養護教諭、(スクールカウンセラー)

※ 検討事項や事案内容に応じて、知識及び経験を有する第三者の参加を検討します。

(2) 活動内容

- ①いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実施・検証・修正
- ②子どもや保護者からの相談や地域住民等からのいじめに関する相談・通報への対応
- ③いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報を収集、記録、共有
- ④いじめ事案への対応検討・決定（緊急会議の開催）
- ⑤関係する子どもへの事実関係の聴取、アンケート調査等、いじめに関連する情報の迅速な収集と記録
- ⑥いじめに係る事実確認、当該事実がいじめであるか否かの判断
- ⑦いじめを受けた子どもの保護や支援、いじめを行った子どもに対する指導や支援の対応方針の決定
- ⑧いじめを受けた子どもといじめを行った子どもの保護者との連携
- ⑨他の子どもやその保護者に対する情報提供等の取組の中核的な役割
- ⑩いじめ事案の報告
- ⑪学校いじめ防止基本方針の策定、見直し

(3) 会議の開催

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急開催します。

4 重大事態への対処

いじめにより、子どもの生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ調査委員会」の構成

校長、教頭、児童支援部担当・児童支援担当教諭（いじめ防止担当者、教育相談コーディネーターを含む）、その他必要と認める者

※ 事案内容により構成員については教育委員会と検討します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ①発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ②調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ③教育委員会への調査結果報告
- ④調査結果の説明について、いじめを受けた子どもまたはいじめを行った子ども、その保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめ防止等の取組状況について学校評価を行う。